

引越事業者優良認定制度(引越安心マーク)を 取得するには

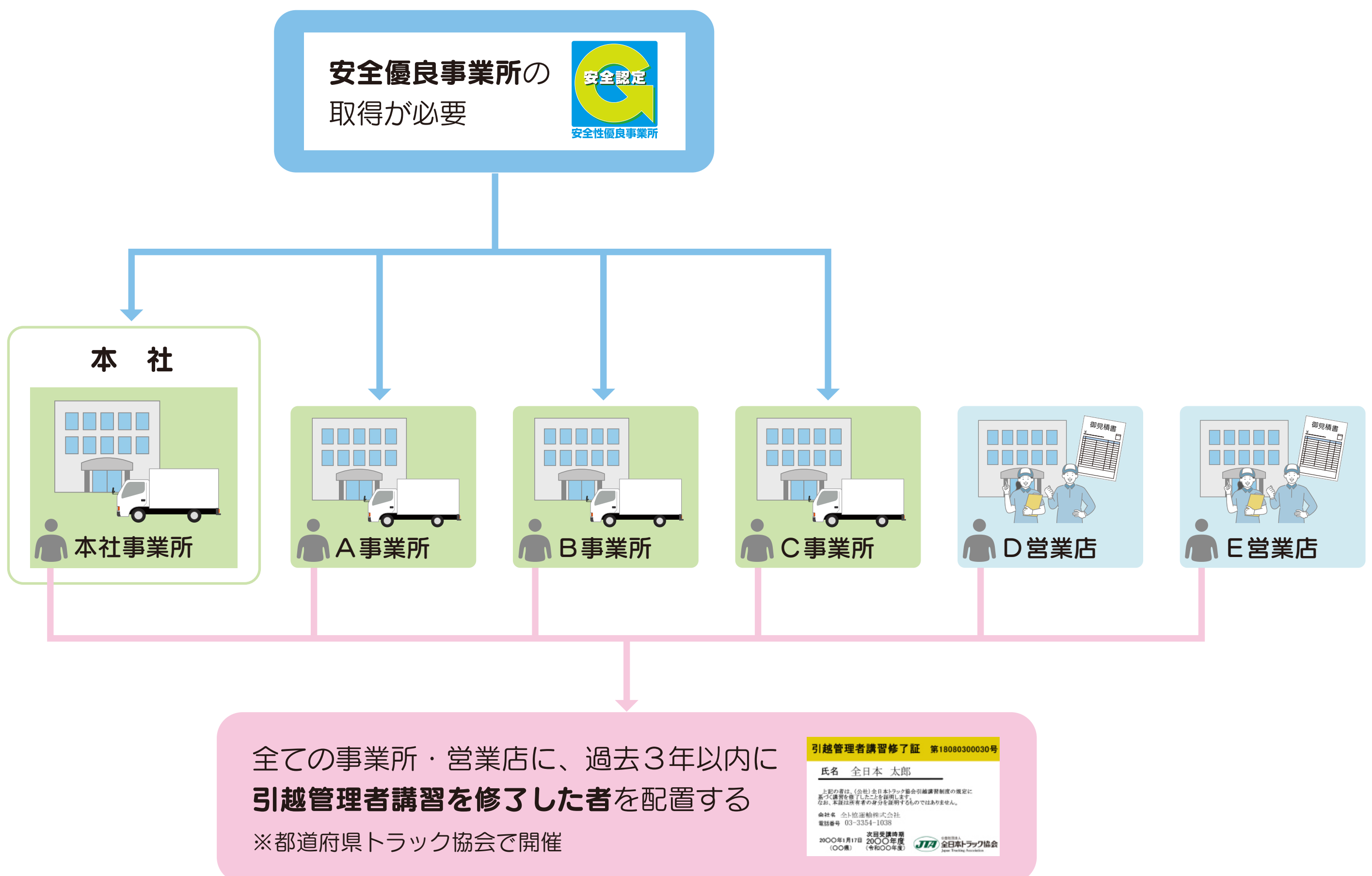
引越事業者優良認定制度の認定を受けるには、「一般貨物自動車運送事業」「第一種貨物利用運送事業」「第二種貨物利用運送事業」のいずれかの許可または登録を得て引越事業を行う事業者で下記の申請資格要件(1)～(4)を満たす必要があります。

- (1) 引越に関わる全ての事業所・営業店に、過去3年以内に引越管理者講習を修了した者が1名以上在籍していること。
- (2) 引越の実運送を行う全ての事業所が、「安全性優良事業所(Gマーク事業所)」であること、または別途定める「Gマーク事業所」に準ずる取扱いを行う審査基準を満たしていること。
※別途定める「Gマーク事業所」に準ずる取扱いを行う審査基準については申請する年の「申請のご案内」をご確認ください。
- (3) 引越事業者優良認定制度から、「申請の却下」「審査の中止」「認定の取消し」を受けた日から2年を経過していること。
- (4) 認定証、認定マーク及び認定ステッカーを不正利用した引越事業者等は、不正利用した認定証等の提出を受けた日から2年を経過していること。

引越事業者優良認定制度の認定を目指す事業者の皆様は、「事業所・営業店ごとに引越管理者講習の受講」と「安全性優良事業所の取得」をしてください。

引越管理者講習については [こちら](#)

安全性優良事業所については [こちら](#)



『事業所』は、引越の実運送を行っている事業所（一般貨物自動車運送事業許可事業所）

『営業店』は、引越の実運送を行わず営業（下見や電話受付）作業（荷役・荷造り）などの営業を行う店所

**「引越事業者優良認定制度に申請する場合は、「申請資格要件」の他に「審査基準」に誓約し
確認資料を提出します。**

「審査基準」と提出書類については、申請する年の「申請のご案内」をご確認ください。